第二十条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

施行令第二十七条の四第八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

八　その他参考となるべき事項

2　施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第三号に規定する他の者（第八項第二号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の実施場所

五　当該試験研究の用に供される設備の明細

六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

八　その他参考となるべき事項

3　施行令第二十七条の四第八項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究の実施場所

四　その他参考となるべき事項

4　施行令第二十七条の四第八項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第六号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

五　その他参考となるべき事項

5　施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　施行令第二十七条の四第八項第七号に掲げる試験研究（以下この項及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。

三　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。

6　施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該試験研究の目的及び内容

二　当該試験研究の実施期間

三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第八項第七号に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨

五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

六　その他参考となるべき事項

第二十条の二第二項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める」を「当該建築物が同条第六項各号に掲げる基準を満たすものであることにつき経済産業大臣が確認した旨を証する」に改め、同項各号を削る。

第二十条の六中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物は」を「計画は」に改め、「に記載された機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第四十二条の十一第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号。以下この章において「耐用年数省令」という。）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

第二十条の八から第二十条の十五までを次のように改める。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の八　法第四十二条の十二の三第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する認定経営革新等支援機関（以下この項において「認定経営革新等支援機関」という。）の当該法人が当該認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言（以下この項において「指導及び助言」という。）を受けたことを明らかにする次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該認定経営革新等支援機関の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地

二　当該認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた当該法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　当該指導及び助言を行った年月日（当該指導及び助言を二日以上継続して行った場合には、当該指導及び助言を実施した期間）並びに当該指導及び助言の内容

四　当該指導及び助言に基づき、当該指導及び助言を受けた法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備の明細

五　その他参考となるべき事項

2　施行令第二十七条の十二の三第四項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　情報通信業（施行令第二十八条の八第二項第二号イに規定する特定情報通信業を除く。）

二　一般旅客自動車運送業

三　道路貨物運送業

四　倉庫業

五　港湾運送業

六　こん包業

七　損害保険代理業

八　不動産業

九　物品賃貸業

十　専門サービス業

十一　広告業

十二　技術サービス業

十三　次に掲げる宿泊業

イ　旅館業及びホテル業

ロ　宿泊業（イに掲げるものを除く。）

十四　次に掲げる料理店業その他の飲食店業

イ　料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業

ロ　料理店業その他の飲食店業（イに掲げるものを除く。）